

環 盛 号 外
令和 5 年 1 月 17 日

(一社) 静岡県建築士事務所協会 会長 様

静岡県くらし・環境部環境局盛土対策課長

静岡県盛土等の規制に関する条例における土壌の汚染状況調査の
運用の見直しについて（通知）

日頃から、静岡県の盛土行政への御理解、御協力を賜りまして、ありがとうございます。

標記条例において、申請前、施工中（6 か月毎）、完了時に土壌の汚染状況調査（以下「土壌分析調査」という。）の実施を求めています。

このたび、この運用の一部を下記のとおり見直す又は見直す予定なので、お知らせします。

つきましては、貴団体の会員の皆様に対して、周知していただきますようお願いいたします。

記

1 1月16日から運用を見直すこと（既に申請中や工事中の事業にも適用）

- (1) 定期検査の土砂の採取方法を簡略化します。
- (2) 同一区域の土砂のみによる盛土の場合であって、切土部においても調査を行う場合の土壌分析調査は、許可申請時の1回で可とします。

2 令和5年4月以降に見直すこと

- 許可申請時に必要な盛土実施箇所の土壌分析調査を、土地の利用履歴調査（地歴調査）でも可とすることを検討しています。
- ・ 条例施行規則の一部改正を伴うことから、1月16日からパブリックコメントを開始しており、この手続により県民の皆様からの意見を聴いた上で、見直しの内容を検討することになります。
- ・ 改正した条例施行規則の施行は、4月以降を予定しています。

問合せ先 盛土対策班

電話番号：054-221-2137

E-mail：morido110@pref.shizuoka.lg.jp